

特集論文

経済成長下における農村土着制度の残存と変容
—インド中西部の59カ村計量分析および3カ村集約調査から

岡 通太郎 *

**Persistence and Change in Rural Indigenous Institutions in the Growing Indian Economy:
An Econometrical Analysis of 59 Villages and an Intensive Analysis of 3 Villages in Gujarat**

OKA Michitaro

Abstract

This paper has the following two aims with regard to the impact of the recent urban economic growth in India on the rural poor. Firstly, to find out the econometrical correlation between low agricultural wage rates and the caste system or rural indigenous institutions by using primary data from 59 villages in Gujarat State. Secondly, to investigate if the kind of rural indigenous institutions which might restrain the rise of agricultural wage rates could be changed or terminated by the growth of opportunities for rural poor to leave farming jobs for the growing urban (or suburban) economies.

The results demonstrate that, 1) low agricultural wage rates and rural indigenous institutions have a strongly positive econometrical correlation, 2) even if the opportunities for rural poor to leave farming jobs for work in an urban area near their village increase (and even if these jobs pay a higher wage rate than the agricultural one), the rural indigenous institution and patron-client relationship between landowners and their laborers, which form the background of the indigenous institutions, remain strong in many villages. However, 3) if an extremely large shift of the village labor force occurs, such as when more than 60% of the rural poor in the village leave farming jobs for the urban area, the patron-client relationship, including the rural poor's mentality, and the rural indigenous institution, collapses.

要旨

本稿は、都市経済の成長が農村貧困層に与える影響について、第一に、農業労賃率を抑制すると
いわれるカースト制度や農村土着制度の存在を、グジャラート州内59カ村の一次データから計量的

* 明治大学農学部専任講師

・ 2006、「インド・グジャラート州中部における農業労賃の低位性—農村インフォーマル金融制度との関連に焦点を当てて」、『アジア研究』、第52巻第1号、44-61頁。

・ 2004、「インドにおける改良牛普及格差の要因分析—グジャラート州中部村落内の社会経済関係からの考察」、『アジア経済』、第45巻第4号、21-40頁。

に明らかにすること、第二にそうした農村土着制度が、都市経済の成長によって変容する過程を実態調査から明らかにすることを課題としている。

結果、従属変数である各村の農業労賃率が農村土着制度の存在によって低められていること、また多くの村では、非農業就業機会の増加があっても、農村内のカーストを軸とするパトロン・クライアント関係や土着制度が強く残存していること、ただし村の貧困層の6割以上が非農業部門へ就業するという大規模な労働力シフトが生じ、貧困層の心理的な要素をも含めたパトロンへの依存関係が消滅すれば、農村土着制度も変容・消滅することが明らかとなった。

1. はじめに

『成長』の時代を迎えたインドにおける大きな議論の一つは、大量に残存する農村貧困層の行方であろう。言い換えれば、現在の都市部を中心とする急速な経済成長の恩恵を、農村部の貧困層はどの程度享受し得るのかという問題である。通常の経済成長理論に従えば、都市経済の成長はその労働力需要の増加によって農村の「余剰労働力」を吸収し、村内の賃金率を上昇させる効果を持つ。農村貧困層の大部分は十分な農地を持たず、地主の農地での低賃金農業労働を生活の糧としている。この状況を考えれば、都市での非農業就業機会の増加は、農村貧困の削減に大きな効果を持つであろう。実際にも都市経済の成長によるこうした農村への裨益効果 (trickledown effects)、具体的には農業労働賃金率 (agricultural wage rate : 以下、農業労賃率) を上昇させる効果は、インド全土においても一般的傾向として確認されている [Bhalla 1993, 佐藤・宇佐美 1997]。特に近年では大都市へ移住する必要がなく、農村近隣の工場や商店へ通い (commutation) で働けるような就業形態が注目されている [Basant and Joshi 1994]。

その一方で、都市経済が成長しても、農村内にパトロン・クライアント関係やカーストを軸とする社会関係が強く存在する場合には、上記のような裨益効果が著しく抑制されるという事実も確認されている。例えばグジャラート州の農村では、カイミ (kaymi : 現地語で「拘束」という意味) と呼ばれる慣習が存在する。これは農業労働者 (下位カースト) が病気や事故、あるいは結婚などによって多額の資金が必要になった場合、その雇用主である地主 (高位カースト) が無利子・無担保で資金を貸与し、労働者の生活を庇護するという慣行である。労働者は債務の返済をしつつ、完済までは地主の農地での低賃金労働に拘束される (以下本稿ではこの慣行をカイミ制度と呼ぶ)。こうした一種の土着制度 (indigenous institutions) は村内のパトロン・クライアント関係の上に成り立ち、貸与を受けた労働者のみならず、村全体の政治や経済、生活全般におけるカースト間の地位・役割の差異と連動し、農村貧困層全体が村の関係性から離れることを妨げる強い要因の一つとなっている。その結果、村内から都市への労働力シフトが阻害され、最終的には上記の裨益効果 (農業労賃率の上昇効果) も抑制されてしまうのである [岡 2005b]。

インドの農村における地主・労働者間の資金貸借関係については、これまで債務奴隷 (bonded

labour) 問題としてしばしば言及され多くの実態調査が行われてきた [Krishna and Lahiri 2000 など]。例えばシャルマ [Sharma 1981] はインド全土における調査を実施し、債務奴隷が広く分布していることを指摘している。しかしこれら実態調査の多くは、その違法性や社会的背景を議論するものであり、農業労賃率への影響を明示的には議論していない。一方で新制度派経済学 (NIE) と呼ばれる分野においては、地主・労働者間の資金貸借関係がもたらす農業労賃率への影響についての議論が盛んに行なわれている。例えばバス [Basu 1983] のインターリンケージ仮説はその代表例であろう¹⁾。しかしこれらも静的な理論的解釈に終始し、広範囲の調査データから実証するには至っていない²⁾。

こうした状況を踏まえ、本稿ではグジャラート州中部をフィールドとし、まずカイミ制度による農業労賃率への影響について広域調査結果を基に実証したい。具体的には、筆者が2005年9月から約5ヵ月間にわたり実施した59カ村の広域調査データを用い、カイミ制度が存在する村としない村を判別するとともに、カイミ制度が村内の農業労働賃金率を低めているかどうかを計量的に検証する。なお、グジャラート州はインドの中でも都市経済の発展が顕著であり、とりわけ中部は繊維や鉱石加工を中心に商工業の発展が著しい地域である。

第二の課題はカイミ制度の動的な把握にアプローチすることである。実はグジャラート州中部の農村のなかには、非常にまれなケースではあるが、近年の経済成長に伴って村の近隣に工場が乱立し、そこへ村人の多くが労働力として吸収され、カイミ制度が崩壊した村も存在する。本論では、このカイミ制度が崩壊した村 (C村) と、カイミ制度が現存している2つの村 (A村・B村) の農村構造を比較しつつ、C村においてカイミ制度が崩壊するにいたった経緯を明らかにする。これを通じて、今後どの程度の、そしてどのような非農業就業機会が増加すればカイミ制度が崩壊するのかを考察したい。土着制度は、実際には理論モデルよりも複雑な農村構造を背景として成立している。その動的な変容を捉える場合にも、その背景となるパトロン・クライアント関係や社会的規範、あるいは心理的な側面の変容までも視野に入れる必要がある³⁾。

本論の構成は以下のとおりである。まず2.ではカイミ制度の簡単な説明をしたのち、第一の課題に対しての計量分析が行われる。3.では、非農業就業機会が少ない僻地のA村と非農業就業機会が近年増加している都市近郊のB村におけるカイミ制度の実態が比較される。特に非農業就業機会が増加しているにもかかわらずカイミ制度が残存しているB村において、その社会経済的、あるいは心理的背景が議論されよう。4.では、近年カイミ制度が崩壊した大都市近郊農村であるC村の調査結果が示される。主にB村との比較を通じ、非農業就業機会の増加量や階層別参入状況、また教育水準などの参入障壁の有無を吟味しつつ、作付体系や農地貸借関係といった農村構造の変容が考察されよう。またそれらの変容とカイミ制度の崩壊がいかなる関係性にあるかが論じられ、カイミ制度というインド農村の土着制度が崩壊する経過の実態が示されよう。なお、C村では1963年に[福武・大内他 1964] によってインテンシブな社会経済調査が実施されており、その成果との比較からより長期的な変容の把握が可能となっている。

2. カイミ制度の地理的分布と農業労賃率の低位性

2-1. カイミ制度

カイミ制度とは、高位カーストの地主がその農業労働者に資金貸与を行う一方で、労働者は職業選択の自由が失われ、完済まで非常に廉価な賃金で農業労働に従事しなければならないという一種の土着制度である⁴⁾。利子は課せられず、不動産などの担保も必要ない。しかし借入目的は医療費や結婚費用⁵⁾といった重篤な生活資金不足に限られる。また債務者は、まじめで健康であり、地主との長期的な信頼関係を築いている労働者でなければならない、といった一定の貸与条件も存在する。借入金額は村によってばらつきがあるが、一人の労働者あたり1000ルピーから数万ルピーに及ぶこともある。名目的な利子は課せられていないので、返済は元本のみで、定期的に賃金から差し引かれる⁶⁾。

このように十分な不動産担保などを持たないために重篤な資金リスクに晒されている貧困世帯にとっては、カイミ制度は唯一の高額信用源であり、生存リスクを軽減する貴重な制度となっている。ただし一旦カイミ制度を利用してしまうと自由に雇用先を選べなくなるという大きな制約を受けることにもなる。またカイミ制度には、債務を負っていない労働者の賃金率をも低位にとどめる効果がある。どの労働者にとっても生存リスクは同様に存在し、そのリスクに備え、将来的にカイミ制度を利用できるような良好な関係性を地主と築いておく必要があるため、賃上げ要求がしにくい環境にあるからである [岡 2005b]。

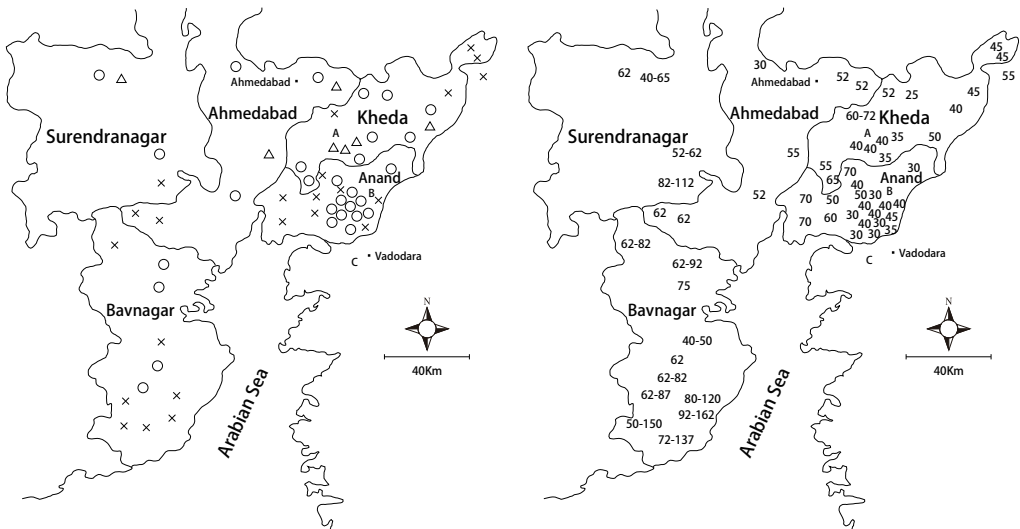
2-2. カイミ制度の地理的分布

カイミ制度の地理的分布と賃金率の関係を計量的に検証するため、筆者は2005年9月から約5ヵ月間の広域農村調査を行った。標本抽出方法は以下の通りである。先行研究によってカイミ制度の存在が明らかになっている村がアナンド (Anand)、ケーダ (Kheda) 両県に位置していたため、まずこの2県のセンサスから17郡 (21郡中) を無作為に抽出し、また近隣のアーメダバード (Ahmedabad)、スレンドラナガル (Surendranagar)、バウナガル (Bavnagar) 各県のセンサスからも15郡 (26郡中) を無作為に抽出した。次いでそれら32郡に含まれる1769カ村から再度60カ村を無作為に抽出した⁷⁾。そのうち1カ村は調査を拒否され、最終的に59カ村が以下の計量分析の対象となる。調査票は各村同じフォームを用い、農業労賃率の他に、カイミ制度の有無、カースト構成、土地所有、作付体系、さらに労働力構成などの社会経済項目について聞き取り調査を実施した。聞き取り対象者は、各村の村長、村議会メンバー、酪農協組合長、各カーストコミュニティのリーダー、およびそれ以外の大地主数名と農業労働者数名である。また農地関連データは郡役場の土地関連資料を適宜閲覧した。

ここでまず、カイミ制度の地理的分布を確認しておこう。図1は調査範囲の地図であり、59カ村の位置には各村のカイミ制度の有無が示されている。この59カ村中カイミ制度が強く機能していた村 (強度4から5、後述) を○印で示したが、それは合計29カ村に上る。またそのうち20カ村が

アナンド、ケーダ両県に集中して分布していた⁸⁾。図には各村の農業労賃率も示されているが、カイミ制度のある農村の賃金率が低いことも一瞥してみとれよう。

図1 カイミ制度の分布と賃金率（59カ村）



出所：2005年フィールドワーク

註：左図：カイミ制度の分布、○強く存在、△弱く存在、×存在しない。右図：農業労賃率（ルピー）。

図中のA・B・Cは、本文A村、B村、C村の位置を示す。

2-3. カイミ制度と賃金率

以下、カイミ制度と農業労賃率の相関関係を計量的にを検証するが、ここでは農業労賃率に影響を及ぼす可能性のある他の経済的要因として、①村内の農業労働力の需給状況、②村外への非農業就業機会の多寡、③農地の土地生産性にかかわる諸変数についても説明変数としてモデルに組み込んだ。これら経済的要因をコントロールしてもカイミ制度が村の農業労賃率（ルピー）に負の影響を与えているという仮説を検証することが目的であるため、回帰モデルは最小二乗法（OLS）を採用した。なお「村の農業労賃率」の定義は、男性が除草作業を8時間行った場合の賃金とした（現物支給も市場価格で疑似計算して算入した）。また農繁期と農閑期の賃金格差が存在したため、それぞれについてモデルを立てた。なお村内でカイミ制度を利用している農業労働者と利用していない農業労働者の間には賃金率の格差がなかった。推計結果は表1に示した通りであるが、まず用いた説明変数について整理しておこう。説明変数はカイミ制度の有無および上記3つの経済的要因にかかわる諸変数を設定した。まず「カイミ制度の有無」についてはその機能の強さにより5段階の順序変数を用いた。最も強くカイミ制度が機能している村は5、まったくカイミ制度が存在しない村は1である。これは単純な有無のダミー変数では実態を反映し得ないと判断したためである。この

強度は主に村内でカイミ制度を利用している労働者の比率によって順序化した。利用者比率が低まると、他の農業労働者の賃金率を低位にとどめる様々な効果（後述のA・B村の事例を参照）が低まると考えられるためである⁹⁾。次に「農業労働力の需給状況」については3つの変数を採用した。Lは農地面積と農業労働者数の比率で、地主（農業労働者を恒常的に雇用している農家と定義）が保有する農地面積を村内の農業労働者数で除した値である。この値が小さければ村内農業労働力は過剰供給となり賃金率が低くなると考えられる。また農業労働者の村外からの流入や村外への流出をコントロールするため農業労働者流出ダミー（LL）および流入ダミー（LS）を加えた。LLは農業労働力の流出が恒常的に行われる村であれば1、そうでなければ0、LSは農業労働力の流入が恒常的に行われる村であれば1、そうでなければ0とした（実際に流入が起っていたのは農繁期の季節労働者が主であったため流入ダミーは「農繁期モデル」のみに用いた）。「非農業就業機会の多寡」については2つの代理変数を用いた。Gは商圏グラビディモデルの値で、近隣都市の人口を距離の二乗で除した値である¹⁰⁾。この値の大きさは都市就業機会への物理的アクセスの良さを示しており、村内の賃金率に正の相関があると考えられるであろう。また実際に近隣都市の非農業部門へ通いで就業している村民の割合も代理変数として利用した（非農業割合OFF）。ただし両者には内生的な相関が存在すると考えられるため、それぞれについてモデルを立てた。最後に「土地生産性」は各村の主要作物の単収を金額換算した数値（1ビガあたりの過去3年間の平均販売額；1ビガ＝bigaは5分の3エーカー）である。なお、カイミ制度以外の社会的変数として、アヒール（Ahir）というカースト集団が地主として存在している村についてはダミー（存在が1、非存在が0）を用いてコントロールした。アヒールは、主にグジャラート州西部に居住する牛飼いかーストであるが、近年、没落した旧地主カースト（ラジプートラ）から次々と土地を購入し、地主階層として台頭してきたカーストである。彼らは伝統的な地主階級とは異なり、下層カーストを極力雇用せずに親族内の労働力を用いて自作経営を行う傾向にあり、雇用する必要がある場合でも労働者との関係性をきわめて水平的に保とうとする特徴を持つ¹¹⁾。こうしたカーストの存在は賃金率の（恐らく上昇をもたらす）社会的決定要因として無視しえない。

推定結果は、農閑期、農繁期ともに1%水準で「土地生産性」と「カイミ制度の有無」が有意であった。ここでは特に「カイミ制度の有無」が負で有意であることに注目したい。このことは、他の変数、とりわけ「非農業就業機会の多寡」に関わらず、カイミ制度が強く機能すればするほど、その村での農業労働率は低くなるということを示している。農業労働市場における賃金決定メカニズムが経済的要因だけでなく、カーストを軸とする社会関係によっても強く影響を受けているという事実が広域的かつ計量的にも確認されたわけである。また「アヒール・ダミー」が農閑期に10%、農繁期に5%水準で正の有意を示している。これは農業労働者と水平的な社会関係を築く地主カーストが存在する村では賃金率が高くなると解釈できよう。他の変数では農繁期においてのみLとLLが正で有意となっており、農繁期には相対的に市場メカニズムが働きやすい傾向にあることも示唆され

ている。なお「非農業就業機会の多寡」の代理変数についてはどちらも賃金率との有意な相関はみられなかった。

表1 農業労賃率の決定要因 (OLS;n=59)

	賃金水準 (農閑期)	賃金水準 (農閑期)	賃金水準 (農繁期)	賃金水準 (農繁期)
カイミ制度の有無	-4.369 *** (-3.90)	-3.921 *** (-3.53)	-4.284 *** (-3.02)	-4.141 *** (-2.91)
農業労働力の需給状況				
労働者・農地比率 (L)	0.036 (1.62)	0.027 (1.19)	0.061 ** (2.06)	0.058 * (1.91)
流出ダミー (LL)	-5.019 (-0.61)	-2.554 (-0.31)	42.070 *** (3.99)	43.264 *** (3.98)
流入ダミー (LS)			1.470 (0.27)	1.115 (0.20)
非農業就業機会の多寡				
都市へのアクセス (G)	0.959 (0.24)		-0.400 (-0.08)	
非農業割合 (OFF)		12.959 (1.26)		5.818 (0.44)
土地生産性	0.003 *** (2.77)	0.003 *** (2.70)	0.004 *** (3.08)	0.004 *** (3.11)
アヒール・ダミー	16.157 * (1.87)	15.590 * (1.84)	23.764 ** (2.18)	23.616 ** (2.17)
定数	47.185 *** (8.90)	44.389 *** (7.80)	45.873 *** (6.73)	44.451 *** (5.96)
調整済み決定係数 (R^2)	0.352	0.370	0.684	0.685
F 値	6.33 ***	6.77 ***	19.20 ***	19.30 ***

註1：丸括弧内はt値を示す。

註2：*、**、***は有意確率10%、5%、1%をそれぞれ示す。

3. カイミ制度の残存

ここからは、カイミ制度の変容について論じていきたい。まずカイミ制度が存在している2つの村(A村・B村)の事例から始めよう。A村は都市から遠く離れた僻村で、非農業就業機会がほとんど存在しない村であり、B村は中規模の都市に隣接し、比較的多くの非農業就業機会が存在する村である。都市経済の影響を強く受け始めたB村でのカイミ制度の変容をA村との比較を軸に考察したい。なお4.では既にカイミ制度が崩壊しているC村の事例からカイミ制度の崩壊過程を本格的に考察する。使用するデータはA村およびC村が2005年の調査、B村が2003年の調査によるものである。またA村は悉皆調査、B村・C村は標本抽出調査である(抽出比率は後述する)。

3-1. A村の農村構造とカイミ制度

A村はケーダ県の小規模都市ナディアット市(Nadiat:人口約20万人)から舗装道を約8キロ北上し、

そこから東へ、陥没が随所にみられる農道を約3キロ進み、さらに北東へ進路を変えて約3キロの地点にある。最後の1.5キロは全く舗装されていない畦道で、トラクター1台ほどの道幅はあるが、バイクや自家用車ででの走行は困難を極める悪路である。世帯数は73戸、農地面積は410ビガ、村には小学4年生までの学校がある他は、公共施設は一切無い、といういわば僻村である。商業施設も半坪ほどの雑貨店(タバコ屋)が4軒あるのみである。農地利用については、作付面積の約8割がタバコ栽培であり、その他は自家用の雑穀類などである。カースト構成も非常にシンプルで、高位カーストのパティダール(Patidar)6戸と、主にその農業労働者である下位カーストのコリ(Koli)が67戸となっている。パティダールとコリの経済格差は明瞭で、例えば家屋は、全てのパティダールがレンガとコンクリート造りの近代家屋であるのに対し、コリの殆どが泥土と水牛の糞を固めて建築したいわゆるカッチャマカン(未熟な家屋)に居住している。居住区の配置を見ても、村の中心部の華やかなパティダールの屋敷地を取り囲むようにしてコリの小さな家屋が密集しており、一見してその垂直的な社会経済関係が了解せしめられる。格差は農地分配にも明瞭にあらわれており、パティダール6世帯が村の農地の約4割を所有し、コリの大半は全くの土地なしか、あるいは自らの農地だけでは生計が維持できない限界農(保有農地1.5ビガ以下の農家)¹²⁾である。

また、パティダールとコリには農業経営にも注目すべき差異がある。コリの中にも中規模の農地を保有してタバコを栽培している世帯もあるのだが、彼らはパティダールとは対照的に、労働者を一切雇用せず全て家族労働で賄っている。表2は9ビガの農地を保有するコリ1世帯と、5ビガおよび25ビガの農地を保有するパティダール2世帯におけるタバコ作の収支を比較したものである。収支は全て1ビガあたりに換算してある。表の下段には1ビガあたり1シーズンの総労働投入量が示されているが、コリは全ての労働力(57人日)を家族労働で賄っていることが分かる。一方でパティダールは雇用労働力を多投することで総労働投入量をコリの約1.5から2倍に保ち、主に除草や間引き作業を十分に行うことによって、コリの約1.5倍の収量を達成している。

収量が上がるにもかかわらず、なぜコリは労働者を雇わないのであろうか。実はA村では(後述するB村でも同様だが)パティダール以外のカーストが農業労働者を雇用しているケースは1件も存在していない。筆者はA村にて断続的な住込み調査を約2ヵ月間実施しているが、農繁期に親族が作業を手伝うことは若干あっても、コリが労働者を雇用している事例は観察されなかった(そうした質問に対しても強く否定している)。またその理由については、多くのコリが「我々はパティダールに労働力を提供し、パティダールは賃金やその他の庇護を我々に与える。この関係(相互扶助)によって村は昔から成り立っている」といった回答をしている。このように賃金で労働者を雇用するのはパティダールのみであり、雇われるのはコリという雇用慣行が徹底されているわけである。もちろんパティダールが他の農家に雇われるというケースも皆無であるが、その理由として「我々には人に雇われて農作業をするコミュニティーではない」と多くのパティダールが回答している。このようなカーストを軸としたいわば社会的規範(norm)は、以下のように農地の貸借関係にもみてとれる。

表2 タバコ作の収支（1ピガ当たり；ルピー）

カースト	コリ	パティダール	パティダール
保有農地	9ピガ	5ピガ	25ピガ
タバコ作付面積	3ピガ	1ピガ	10ピガ
(以下タバコ1ピガあたり収支)			
収量	400kg	660kg	600kg
総収入①	12,000	19,800	18,000
<経常費用>			
耕起	150	350	250
苗	267	800	600
肥料	1,065	1,200	1,315
灌漑	0	480	720
農薬	0	600	0
小計②	1,482	3,430	2,885
<労働費（家族労働含む）>			
耕起	150	350	250
移植	133	80	160
肥料投与	107	80	80
灌漑	120	80	100
除草		400	200
間引き	960	2,400	2,000
農薬投与	0	200	0
収穫・乾燥等	800	1,200	960
小計③	2,270	4,790	3,750
粗収入①－（②＋③）	8,248	11,580	11,365
(参考)			
総労働投入量（人日）	57	120	94
うち家族労働（人日）	57	27	3

出所：2005年11月フィールドワーク

註1：数値はそれぞれ調査前年度の実績。

註2：自家労働費は農業労働者の賃金40ルピー／人日を機会費用として計算した。

表3はA村の農地貸借状況である。A村での農地貸借は全て分益小作制で、小作人の取り分が2分の1のものをバゲ (*bhage*) といい、4分の1のものをチョタイ (*chotai*) という。バゲは労働費を除く費用を地主と小作人で折半し、作目・栽培方法・販売先なども両者が相談して決めている。一方でチョタイでは労働費を除く費用の全額を地主が負担し、作目・栽培方法・販売先などを決める権利も地主が握っている。したがってチョタイの小作人は、地主に指示された労働を行い、その見返りとして収穫の4分の1を受け取っているに過ぎず、実質はシーズン契約の農業労働者といえる。表に戻ると、バゲで貸し出されているのはコリからのみで、パティダールからは全く貸し出されていないことがわかる。また、チョタイではパティダールからコリへ一方向的に39ピガ（10件）が貸し出されている。チョタイは先述したように「貸し出し」というよりもコリをシーズン契約で雇用していると考えられるものであるが、実はこの39ピガは農地の用益権を抵当にとったパティダールがその農地を元の保有者（コリ）に貸し出すいわば質小作であった。すなわち実質的にはパティダールはコ

りに自らの農地を一切貸し出してはいないのである。これは一般に逆小作 (reverse tenancy) と呼ばれるもので、下層から上層へ農地が集積する現象として南アジアで一般的に観察されるものである。この要因として先行研究では、下層の生産要素 (資金、役畜、トラクターなど) 不足やその要素貸借市場の不備、農地の荒廃を忌避するなどさまざまな要因が指摘されてきたが、現地でその要因を尋ねると「他カーストへの農地の貸し出しはパティダールの恥である」と多くのパティダールが回答しており、ここにもカーストを軸とした社会的規範が存在していると考えられるであろう¹³⁾。

表3 A村の農地貸借

貸手→借手	バゲ (1/2 分益)	チョタイ (1/4 分益)
P → P	0.0 (0)	0.0 (0)
P → K	0.0 (0)	39.0 (10)
K → P	4.0 (2)	0.0 (0)
K → K	10.5 (3)	0.0 (0)
合計	14.5 (5)	39.0 (10)

出所：2005年フィールドワーク

註1：単位はピガ (かっこ内は件数)。

註2：Pはパティダール、Kはコリを示す。

こうしたカーストを軸とする社会的規範が多分に含まれるA村の農村構造のなかでカイミ制度は存在しているわけであるが、その借入者数は合計44名であり、農業労働者数112名の39%にも上っている。貸金率も1日35～40ルピーと非常に低位にとどまっている。また村におけるパティダールの庇護はカイミ制度に留まらず多方面にわたっている。例えば労働者が法事や急病などで遠隔地へ赴く用事が生じた場合などはパティダールがバイクに乗せて送迎をしたり、大雨で水害にあった時はパティダールの家屋を避難所として提供したりもしている。こうした様々な庇護により、パティダールとコリのパトロン・クライアント関係が強化されているのである。

最後にA村の非農業就業者数を確認しておこう。村民の全就業先を自作、農業賃金労働、非農業雇用、非農業自営に分類してみると、合計で307名の就業者を確認できる (兼業を含むのべ人数)。このうち非農業就業者数は33名 (雇用22名：自営11名) で全体の11%と非常に少ない。これをコリの土地なし・限界農世帯に限定してもその総就業者154名のうち非農業就業者は17名 (雇用11名：自営6名) のみで比率は同じく11%である。しかもその職種をみると、雇用11名のうち10名は農閑期に短期間だけ雇用される土木作業員 (約70ルピー/日) であり、自営6名も全て村内の雑貨店か村周辺で農具や家屋の修繕を農業労働と兼業で行なっているにすぎない。なお雇用の残り1人は正社員としてアーメダバード市 (バスと列車で村から往復4時間かかる) の工場で夜間勤務をしており、コリ村民の尊敬を集めている。

このように、A村は都市経済の成長による雇用創出が少ないなかでカイミ制度が強く機能してい

る村である。またその背景として、パティダールが労働者を雇用しつつ労働集約的なタバコ栽培を効率的に行っていること、様々な庇護によってパティダールとコリの間にパトロン・クライアント関係が強く確立されていること、また農業労働雇用や農地貸借における特殊な慣行がカーストを軸とする社会的規範によって正当化されていることなどが挙げられよう。

3-2. B村の農村構造とカイミ制度

B村はアナンド県の県庁所在地アナンド市（Anand；人口約30万）に隣接する世帯数491戸の中規模農村で、標本はカーストごとに同比率で無作為抽出した120世帯である。カースト構成およびその農地分配状況はA村とほぼ同様で、世帯比率で16%のパティダールが農地の69%を所有しつつ労働集約的な大規模タバコ作を経営する一方で、コリを中心とするその他のカースト（ハリジャン；*Harijan*等を含む。以下、その他カーストとする）のほとんどが土地なし・限界農であり、主にパティダールの農地で農業労働を行っている。しかし1990年代になって、アナンド市での非農業就業機会も増加し始めている。非農業就業者の割合は、A村と同様の算出方法でカウントすれば、村全体で26%、土地なし・限界農に限定すると31%に達している。A村での同数値は前者・後者ともに11%なので、おおよそ3倍の非農業就業者の割合となる。土地なし・限界農に限定した割合がより大きいことから、貧困層にも十分開かれた非農業就業機会といえる。

この点を表4で確認しておこう。表4は標本の土地なし・限界農世帯の全非農業就業者65名の就業先を5つに分類したものである。会社員・公務員は退職後の年金制度のある職種で、所得が最も高く、教育水準も高い。雑役夫はアナンド市の会社や商店に雇用され、清掃、水汲み、荷物運び、接客などを行う職種である。この職種は特別な資格や技術を必要とされず、現在就業している24名も全員農業労働者からの転向である。なお数年間継続して雇用されるのが一般的であるが、会社員・公務員のような年金制度は無い。臨時雇いは主に土木作業員で、年間就業日数が150日に満たないインフォーマル雇用である。自営（高所得）は、村内の規模の大きな雑貨店経営やブローカーなどであり多額の資本や高いスキルが必要とされる職種である。自営（雑業）は村の内外における理髪業や荷車を用いた野菜・チャイ（インドのミルクティー）の行商などである。なお表には参考として農業労働のデータも示してある。

各職種の参入障壁について詳しく論じる余裕はないが、注目したいのは最も人数の多い雑役夫である。一般に貧困層にとって教育水準は非農業就業への大きな参入障壁となるわけであるが、雑役夫の教育年数がさほど高くないことがわかる¹⁴⁾。そのうえ賃金率をみると農業労働の約2.5倍と格段に高く、貧困世帯にとっては非常に有利な就業機会であることがわかる。ただし雑役夫に就いているのは主に男子で、さらにその平均年齢は31歳と若年層であった。この理由についての聞き取り調査では、こうした就業先は最近（1990年中頃）になって増加してきたものであるため中高年は敬遠しがちであること、また雇用主も男子の若年層の方が扱いやすいということであった。

いずれにしても、B村にはA村とは比較にならないほどの有利な非農業就業機会が開かれていることは間違いない。にもかかわらず、村内の賃金率は24ルピーと低位にとどまっていた。特に重要なのはカイミ制度を利用している労働者だけでなく、いまだ債務を負っていない労働者の賃金も24ルピーであった点である。これはなぜだろうか。労働市場メカニズムによる労働力移動の過渡期であったとしても、大きな参入障壁がないなかで2.5倍もの賃金格差が維持されているのは不自然である。確かに性別や年齢といった制約はあるが、村内の農業労働者68名のうちにも若い男子は多数残存している。仮に31歳以下の男子に限れば23名存在し、また彼らの教育年数も80年で雑役夫と比較してもほぼ引けを取らない(表4下段参照)。また彼らのうちの22名はカイミ制度を利用していないのである。通常であれば、彼らの都市部門への転向を最適なレベルに抑制するために、地主は賃金率を上昇させるはずである¹⁵⁾。

農業労働の賃金率がこのような低位にとどまっている詳しい理由は別項[岡2005b]に譲るが、ここでその要点だけ示しておこう。ポイントはカイミ制度の存在価値の大きさである。先述のように、カイミ制度を利用するためには、パティダールの農地で一定期間農業労働者として勤勉にかつ低賃金で働きつつ良好な関係を築いておく必要がある。農業労働を嫌い、町での非農業就業を選んだ貧困層は、パトロン・クライアント関係としてのパティダールとの関係性を悪化させ、カイミ制度の利用が困難になる。実際に、一旦非農業部門へ就業し、その後何らかの理由で農業労働に戻ってきた労働者がカイミ制度を利用しているケースは存在していない。一方で都市の非農業就業機会は近年になって増加し始めたものであり、パティダールの庇護を放棄してまで転向するだけの価値が十分に醸成されていない。このためにB村では、既に債務を負っている労働者のみならず、いまだ債務を負っていない労働者までもが24ルピーという低い賃金に甘んじているのである。なお、調査時点でのカイミ制度利用者は全農業労働者の26%であった。

このことは逆にいえば、パティダールとの良好な関係性を維持していれば将来必ず高額信用を供与してくれるという信頼が存在しているということである。この信頼がなければ上記のような低賃金率は到底維持され得ないであろう。つまりB村では、貧困層にとって有利な非農業就業機会が増加してきても、依然としてパトロンとしてのパティダールの役割は村内で広く認知されており、そうした認知を背景としつつカイミ制度が根強く残存しているのである。なお、A村で観察された社会的規範、すなわち雇用するのはパティダールのみという雇用慣行や、パティダールは下層に決して農地を貸し出さないという徹底した逆小作がB村にも歴然と残存している。これもパトロンとしてのパティダールの役割が依然として認知されていることの証左であろう。

表4 B村の非農業就業者（土地なし・限界農）

職種	人数 (うち女性)	平均年間所得 (Rs.)	平均年間 就業日数	賃金水準 (Rs./日)	平均学歴 (教育年数)	
非農業雇用 (49名)	会社員・公務員	12 (1)	73,500	250	294.0	13.8
	雑役夫	24 (0)	17,200	293	58.8	8.3
	臨時雇い	13 (3)	4,657	70	66.8	7.1
非農業自営 (16名)	自営 (高所得)	4 (0)	48,725	334	146.0	9.5
	自営 (雑業)	12 (1)	8,168	147	55.7	5.5
合計	65 (5)	25,824	235	109.7	8.4	
(参考) 農業労働	84 (33)	4,473	182	24.6	6.1	
うち 31 歳以下男子	22 (0)	4,184	180	23.9	8.1	

出所：拙稿（2005）を一部改変。

註1：賃金は年間所得を就業日数で除した値。

註2：31歳以下の男子農業労働者のうち、農業労働を月間5日以下しか行っていない1名は省いてある。

ではどの程度、あるいはどのような非農業就業機会が増加すればカイミ制度やパトロン・クライアント関係は崩壊するのであろうか。次章では近年カイミ制度が事実上崩壊したC村の事例を通じ、この点を議論してみたい。

4. カイミ制度の崩壊

4-1. C村の概況と非農業就業機会の増加

C村はアナンド県の南側に隣接するバドーダラ (Vadodara) 県の県庁所在地バドーダラ市（人口約130万人）から西へ約13キロの地点にある大都市近郊農村である。市の中心部から延びる州道沿いに立地し、小型バイクでも市から約30分で到着する。バドーダラ市近郊では1980年代以降、機械製品の一次加工工場（板金加工工場等）が次々に設立され、C村からも多くの村民が通いの工場労働者として雇われている。C村は世帯数442戸の中規模農村で、そのうちB村同様の方法で標本156世帯を抽出した。カースト構成および農地分配もほぼA村・B村と同様で、パティダールを中心とする大規模農家（世帯構成比で14%）が村の農地の63%を保有する一方で、コリおよびその他のカースト（以下まとめてその他カーストと呼ぶ）の大部分が土地無し・限界農という構図になっている。ただし作付品目はA村・B村と大きく異なる。後述するように、かつては労働集約的な綿花やタバコが多く栽培されていたが、現在では労働節約的なヒマ (castor：ヒマシ油の原料) が主流を占めている。村には大規模な商業施設はなく、タバコや調味料等を販売する小規模な雑貨店が20店舗ほど営業されている。

就業構造についてA村・B村と同様の算出方法でカウントすれば、標本全就業者367名のうち実に54%が非農業部門に就業しており、さらに土地なし・限界農の全就業者（235名）に限定すれば、その値は61%（143名：雇用114名、自営29名）に達している¹⁶⁾。

この143名の非農業就業を職種ごとに整理したのが表5である。分類方法は前章の表4と同じで

あるが、B村には存在しなかった日雇い工場労働が加えられてある。日雇い工場労働はC村の非農業部門のなかで最大の雇用創出機会である。なお、会社員・公務員17名のなかにも、日雇い工場労働者から昇進を経て工場の正社員になったものが11名含まれ、また臨時雇いの中にも日雇い工場労働者が18名含まれている。

この表からまず指摘できるのは、B村同様、高い教育水準を必要としない職種が多いことである。日雇い工場労働や雑役夫の教育年数は7年台であり、B村の雑役夫の8.3年と比べても高くない。会社員・公務員も8.2年でB村の13.8年と比べて格段に低い。これは先述した工場労働者から正社員となった11人が平均値を下げているためである。なお、平均年齢については、日雇い工場労働者が31歳と若い、雑役夫は36歳とやや高齢になっている。表の参考で示した農業労働のうち、31歳以下の労働者が既に10名しか残っていないこと、また彼らの教育年数が4.0年と格段に低いことを考えれば、ある程度の教育を終えた村の若年層の殆どが非農業部門へ就業し尽くしているといえるかもしれない。いずれにしても、高い教育水準を必要としない日雇い工場労働や雑役夫がC村の貧困層に与えた雇用創出インパクトは甚大であったといえよう。工場労働から得られる収入も、農業労働と比べてはるかに高額である（B村の雑役夫よりも高い）。

表5 C村の非農業就業者（土地なし・限界農）

職種	人数 (うち女性)	平均年間所得 (Rs.)	平均年間 就業日数	賃金水準 (Rs./日)	平均学歴 (教育年数)
会社員・公務員	17 (1)	45,252	294.0	153.9	8.2
非農業雇用 (114名)					
雑役夫	20 (2)	22,896	266.4	85.9	7.1
工場労働	47 (2)	22,524	237.6	94.8	7.8
臨時雇い	30 (0)	12,696	152.4	83.3	7.8
非農業自営					
自営 (高所得)	4 (0)	42,000	225.6	186.2	8.0
自営 (雑業)	25 (0)	18,108	218.4	82.9	6.1
合計	143 (5)	22,989	226.8	101.4	7.5
(参考) 農業労働	68 (30)	5,928	158.4	37.4	3.7
うち31歳以下男子	10 (0)	5,760	192.0	30.0	4.0

出所：2005年フィールドワーク

註1：賃金は年間所得を就業日数で除した値。

註2：31歳以下の男子農業労働者のうち農業労働を月間5日以下しか行っていない10名は省いてある。

村の近隣に工場が乱立し、都市経済の影響が本格化し始めたのは1970年代後半以降であるが、実はこの兆しは既に1960年代から始まっていたと考えられる。というのも、1963年にアジア経済研究所の福武直、大内力、中根千枝の3氏がこのC村にて社会経済調査を行っており、その時点で既に工場労働の重要性が指摘されていたからである。その調査報告論文〔福武・大内他1964〕をもとに1963年と現在（2005年）の就業構造を比較してみると表6ようになる（1963年の調査は悉皆調査）。これをみると、1963年当時においても既に21%が非農業雇用に従事していることがわかる。さらに同論文では、「このなかでとくに注目しておいていいのは、パローダに電気、セメントその他

の工場ができ、それらが発達するにつれてふえてきた工場労働者である」とし、続けてそのインパクトについて、「もちろん、こんにちのところこういう通勤者（工場労働者）が村の生活に大きな影響をおよぼすようになっていっているとはとうていいえない。……20人余という人数では、村内の労働力需要にそう大きな影響を与えるものではない（カッコ内筆者挿入）」としながらも、「しかし、かりにこういう通勤者がさらに増大し、またかれらが近代工業の洗礼をますます強くうけるとすれば、おそらく村の生活にもいろいろな変化が生じてくるであろう（pp. 88-89）」とその後の変容を鋭く予見しつつ、当時すでに工場労働者が20人余り存在していたことを確認している。現在は、標本比率から単純に計算すれば村全体ではほ300名の工場労働者が存在しており、その数は劇的に増加している。C村の村民は「近代工業の洗礼」を強くうけている状況といえよう¹⁷⁾。

表6 C村の就業構造（1963年と2005年の比較）

		1963年	2005年
就業者合計		389 (100%)	367 (100%)
農業部門	農業自作	196 (50%)	97 (26%)
	農業労働	81 (21%)	69 (19%)
非農業部門	非農業雇用	83 (21%)	163 (44%)
	非農業自営	29 (7%)	38 (10%)

出所：[福武・大内 1964] および2005年フィールドワーク。

註：兼業者は双方に計上した。

現在、C村の工場労働者は主にバンコ社、アルファ社、ビルメタル社という3つの会社の工場に通っている。表7はその設立年や雇用規模、さらに採用条件などを整理したものである。3つの工場は全て1962～80年に設立されているが、3社とも当時の規模は小さく、その後の増設で現在の規模まで成長している。例えばアルファ社は、1978年に最初の工場を設立したのち、90年と95年に2棟ずつ増設、さらに2002年には4棟の増設をしている。3社とも現在では毎日約200～300人の日雇い工場労働者を雇用している。賃金率は1日80～150ルピーであり村内の農業労賃率30～40ルピーよりもはるかに高い。日雇い労働者の採用手順は、毎日早朝（夜間シフトの場合は夕方）、2名の採用担当者（外部委託のコントラクター）が門の前に立ち、集まってきた労働者を選抜する方法を採っている。採用担当者はあらかじめ工場側からその日の作業内容と必要な労働者数についての指示を受け、それを元に選抜を行う。表にあるように、3社とも不審者、高齢者、飲酒常習者を除外しているだけで、学歴等の特別の条件は設けていない。実際に筆者が採用現場を観察したところ、無秩序に採用希望者が群がるという状況ではなく、比較的整然と選抜作業が行われていた。集まってくる労働者の多くはコントラクターと顔見知りで、名前をチェックして順次工場内に入場させるという手順が進められていた。また選抜にもれる者もあまりいないようで、ビルメタル社で毎日3～4名がもれる以外はほぼ予定数通りの労働者が集まるという。集まる労働者の多くはコントラクターとの関係性が構築されており、内々の合意があらかじめされているというのが実態であろう。

また採用からもれた労働者達（4名）にインタビューをしたところ、全員1ヶ月に5日前後しか工場労働をしていない者であった。一方で、工場内には先月から働き始めたという新規労働者も少なからず存在していた。したがって採用基準の実態は、新規参入者を除外しているということではなく、健康な体力があれば誰でも雇用するが、その後の勤務態度次第で採用の優先順位をつけているということであろう。総じて、採用時点の大きな参入障壁はほとんど存在しないと考えられる。なお、工場では正社員（前掲表5の「会社員・公務員等」に該当）も雇用しているが、これには一定の障壁が存在する。工場において正社員として採用されるためには各社とも約2年間以上、同工場での日雇い労働経験を積むか、あるいは3年間の産業訓練校における修了証書（ITI：Industrial Training Identification）を取得する必要がある。ただし大抵の職業訓練学校には政府の奨学金制度があり、ビルメタル社のITI取得者も毎月300～900ルピーの補助を受けた卒業生がほとんどであった。ここで注目すべきは、教育水準の低い日雇い労働者でも、努力次第で正社員になる道が開けているという点であり、これも労働力を工場労働へスムーズにシフトさせる大きなプラス要因となろう。

表7 主な近隣工場

会社名		バンコ	アルファ	ビルメタル
設立年		1962年	1978年	1980年
主力商品		大型ガソリタンク	加工アルミ板	加工アルミ板
村からの距離		1.5キロ	1キロ	0.5キロ
従業員数	正社員	400人	45人	300人
(工場労働者)	日雇い	約300人	約200人	約300人
調査村からの雇用	正社員	n.a.	n.a.	5人
	日雇い	約60人	約60人	約120人
賃金/日(日雇い)		約Rs.90	一律Rs.90.4	約Rs.80-150
正社員の採用方法		2年間以上の日雇い労働実績、またはITI保持者から選抜。		
日雇いの採用方法		採用担当者(委託)により毎朝・夕、門前にて採用		
日雇いの採用基準		採用担当者に信頼されている者、またはそれに紹介された者。学歴不問。	採用担当者との面接により正常に働けると判断された者であれば制約なし(ただし約35歳以下が好ましい)。	これまでの勤労評価を考慮しつつ採用担当者が先着順で採用。新規も素性が明確であれば可。高齢者・飲酒者は不可。学歴不問。
日雇い労働者の需給		ほぼ均衡	若干需要超過	若干供給超過
工場労働内容		板金加工・溶接・運搬等	板金切斷・運搬・梱包等	板金切斷・運搬・梱包等

出所：2005年11月各社広報担当者への聞き取り

なお、各社とも労働者への賃金の前貸しや資金貸与は行っていなかったが、労働者同士で資金を抛出し合いそのプールを順番に融通し合う一種の回転講を行うグループが存在した。1970年代以降着実に農村の労働力を吸収し、高い賃金を支払い続けてきた工場の存在が、労働者の貯蓄行為を促しつつ、信用制限リスクを自ら解消させる方向へ向かわせている側面も少なからず指摘し得よう。

4-2. カイミ制度の崩壊と農村構造の変容

先述したように、C村ではすでにカイミ制度が姿を消している。カイミ制度の崩壊過程について詳しく知るため、パティダールのリーダー格5名に集まってもらい聞き取り調査を行った。また土地なし・限界農世帯のリーダー格5名からも別途、聞き取りを行った。それらの要点を箇条書きに記すと以下のようなになる。

- ・ 70年代後半から若年層を中心に工場労働へ行くものが徐々に増えてきた。
- ・ 同時に綿花の価格が低迷したため農業労働の賃金率を上げることはできなかった。
- ・ 80年代後半から農業労働者の確保が困難になり始めたため、多くのパティダールは労働集約的な綿花栽培から、労働節約的なヒマ栽培へと作付け体系を変えていった。ヒマ栽培は季節的な労働力を必要とするだけなので、カイミ制度によって長期的に労働者を確保する必要性が減少した。
- ・ 90年代には工場への「信頼（現地語で *viswaas*）」が労働者の中に芽生え始めた。カイミ制度に頼らなくともやっていけるのではないかというムードが醸成された（パティダール、土地なし・限界農ともに同様の聞き取り内容であったが、特に土地なし・限界農はこの点を強調した）。
- ・ 家族労働を多投するパティダールも出てきた。それを嫌うパティダールは他カーストへの農地貸出を始めた。貸出相手は主にかつての労働者である。一部のパティダールは農業をあきらめ、土地を都市の投機家に売却し、子弟のアメリカ留学費用や資産運用に充て始めた。
- ・ 2000年を最後に新規でのカイミ制度による高額無利子信用は行わなくなった（全パティダールの合意を得て決定）。
- ・ パティダールは資金の庇護のみならず、労働者の送迎といった生活全般の庇護も全く行わなくなった。パティダールとその他カーストの日常的な接点もほとんどなくなった。
- ・ 現在の農業労働需要はかなり減少している。必要な部分は、他カーストの女性中心グループに短期請負制で委託している。
- ・ また、農地を借りて家族労働を多投しながら大規模農業経営を展開する下層も出現している。

このようにカイミ制度の崩壊過程には、工場労働の増加→作付け体系の全面的な変更→工場に対する労働者の信頼感の醸成→農地貸借慣行の変容といった社会的規範を含む農村構造の大規模な変容を伴っていたようである。以下、作付け体系と農地貸借制度の変容についてデータからも確認しておこう。

1963年当時の作付け体系については、[福武・大内他 1964] のいくつかの農家の具体的な作付け事例と全体の記述からおおまかに推測することができる。それを元に現在の作付け体系と比較したのが図

2である。まず1963年の作付体系は綿花が中心であったが、2005年には綿花がほとんど姿を消していることがわかる。そして労働集約的な綿花栽培の代わりに労働節約的なヒマ栽培が主流を占めていることがみてとれよう。綿花栽培以上に労働集約的と考えられるタバコ栽培にいたっては完全に消滅してしまっている。表8は現在の綿花栽培とヒマ栽培の収支を比較したものであるが、ヒマは総収入・費用ともに綿花よりも少なく、総じて粗放的な経営であることがわかる。さらに表の参考欄に示したように、ヒマの栽培に必要な総労働投入量（人日）は綿花の3分の1程度に過ぎず、ヒマが綿花に比べて労働節約的な点が確認できよう。

図2 作付体系の変容

	雨期作 (7～11月)	冬期作 (11～3月)	夏期作 (3～7月)
1963年	綿花 (約60%)		休耕 あるいは 若干の雑穀類
	稲 (10%)	休耕	
	雑穀・牧草 (約10%)		
	タバコおよび果実・野菜 (約20%)		
2005年	綿花 (10%)		休耕 あるいは 若干の雑穀類
	稲 (10%)	小麦 (30%)	
	休耕あるいは 若干の雑穀類		
	ヒマ (40%)		
	雑穀・牧草 (10%)		
	トウモロコシ (10%)	果実・野菜 (10%)	

出所：[福武他 1964]、C村村役場聞き取り。

註：割合は作期ごとの作付面積に占める各品目の作付面積を示す。

表8 綿花とヒマの収支比較（1ビガ当たり；ルピー）

	綿花	ヒマ
総収入①	14,400	7,500
＜経常費用＞		
耕起	120	240
種子	1,600	200
肥料	1,850	780
灌漑	700	720
農薬	1,500	150
小計②	5,770	2,090
＜労働費（自家労働含む）＞		
耕起	120	240
播種	100	60
肥料投与	200	120
灌漑	280	160
除草	840	120
農薬投与	40	40
収穫	2,240	360
脱穀・乾燥等	0	240
小計③	3,820	1,340
粗収入①－（②）＋③	4,810	4,070
（参考）		
総労働投入量（人日）	95.5	38.0

出所：2005年フィールドワーク

註：数値は綿花栽培4世帯、ヒマ栽培7世帯のデータからの推計値。

世帯の内訳は綿花が中・大農2世帯と限界農2世帯、ヒマが中・大農4世帯と小農1世帯および限界農2世帯。

次に農地貸借制度についてであるが、1963年当時は農地貸借自体がほとんど行われていなかったようである。[福武・大内他1964]は当時の状況を「土地所有者のほとんどすべては自作農である（p. 26）」と記述し、また「大ざっぱな推計」と断りつつも村の小作地の割合を1%に満たないと推計している（p. 33表13）。一方現在のC村における標本全世帯（156戸）の農地貸借を示したものが表9である。バゲ、チョタイを合わせると貸借農地面積の合計は129.5ビガとなっており、これは標本全保有農地（262.5ビガ）の約49%にあたる。また内訳を階層別にみると、A村・B村では一般的であった逆小作（下層から上層への農地貸出）は5ビガ（2件）とほとんど姿を消し、反対に上層から下層へのバゲが48.5ビガ（11件）も行われている。さらにそのうちの41.8ビガ（10件）がパティダールからその他カーストへの貸出であった。このようにA村・B村では「パティダールの恥」とすらされていた他カーストへの農地貸出が、現在のC村では大規模に行なわれているのである。なおチョタイでは依然としてパティダールが下位カーストへ貸し付けていたが、その面積は16ビガ（3件）と決して大きな割合ではなくなっている。

表9 C村の農地貸借（2005年現在）

貸手 → 借手	バゲ (1/2 分益)	チョタイ (1/4 分益)
上層 → 上層	30.0 (6)	0.0 (0)
上層 → 下層	48.5 (11)	16.0 (3)
下層 → 上層	5.0 (2)	0.0 (0)
下層 → 下層	30.0 (27)	0.0 (0)
合計	113.5 (46)	16.0 (3)

出所：2005年フィールドワーク

註1：単位はピガ（かっこ内は件数）。

註2：保有農地が3ピガを超える農家を上層、3ピガ以下を下層とした。

4.3. カイミ制度の崩壊と工場労働への「信頼」

こうしてC村のカイミ制度は工場の乱立による非農業就業機会の増加によって崩壊した。ただしそれは、長期的な時間をかけ、パトロンとしてのパティダールの認知や村の社会的規範の弱体化を伴ったものであった。労働者に対し、「カイミ制度が利用できなくなるについて不安はないか」との質問をしたところ、多くの労働者は「今は工場への信頼（viswaas）があるから大丈夫だ」と回答している。この「信頼（viswaas）」という単語は、異口同音に多くの労働者が特に強調して用いており、カイミ制度の崩壊をもたらした非常に重要な心理的要素であったといえよう。しかし工場がこうした信頼感を醸成し得たのは、1970年代以降着実に雇用を続けてきた実績があったからこそであり、決して短期的に生じるものではない。カイミ制度の崩壊は、単に都市経済の成長が著しいからといって即時的に生じるものではなく、非常に大きなインパクトを長期的に継続することによって生じるものであるといえよう。

ここでもう一度B村の事例を考えてみれば、カイミ制度の頑強性がより鮮明になるだろう。B村では依然として貧困層の生存リスクや信用制限が深刻な問題であると同時に、非農業就業機会がそれらの問題を解消する存在として未だ十分な信頼を得ていない。確かにほぼ3割もの下層民が、都市経済の恩恵を受け、賃金率の高い非農業部門に就業している。しかし村内の賃金率は依然として低位に留まり、カイミ制度をはじめカーストを軸とする社会的規範やパトロンとしてのパティダールへの認知も強く存在しているのである。

5. まとめ

「『成長』の時代」を迎えたインドにおいて都市経済の成長が農村にどれほどの裨益効果を与え得るかという問題意識のもと、本稿では以下の2点を課題とした。第一に、農業労賃率の上昇を抑制するといわれるカイミ制度の存在を計量的に明らかにすることである。第二にはそうしたカイミ制度が都市経済の成長によって崩壊する過程を明らかにすることである。結果は以下の通りである。

第一の課題については、グジャラート州中部の59カ村について実施した広域調査によりカイミ制

度の有無を判別し、それを地図上にプロットした結果、カイミ制度がケーダ県、アナンド県を中心に地理的まとまりを有しつつ広い範囲で存在していることがまず明らかとなった。また各村における農業労働の賃金率データを村の社会経済データによって回帰分析にかけた結果、賃金率の高低は、都市経済の影響の多寡ではなく、カイミ制度の有無によって強く規定されていることも明らかとなった。すなわち、カイミ制度が存在する村では、都市経済の影響の多寡に関わらず、村の貧困層の所得源である農業労働の賃金率が相対的に低く抑えられていることが計量的に明らかになったわけである。

第二の課題については、都市経済の影響の度合いが異なる3つの農村においてカイミ制度の変容や崩壊過程が考察された。都市経済の影響がほとんどないA村では、カイミ制度が強く機能し、その背景としてパティダールとコリの間に強いパトロン・クライアント関係が存在することが明らかとなった。雇用や農地貸借の契約形態においてもカーストによる明瞭な差異が存在し、カーストを軸とする社会的規範によってそれが正当化されていた。

村の土地なし・限界農の約3割が都市を中心とする非農業部門に就業しているB村では、それにもかかわらず依然としてカイミ制度が強く機能していた。未だ債務を負っていない農業労働者までもが非農業部門の4分の1という低い賃金率に甘んじ、そうすることで将来の自らの生存リスクをカイミ制度（つまりパトロンとしてのパティダール）に託していた。

最後にカイミ制度が崩壊したC村では、土地なし・貧困層の61%が工場労働を中心とする都市非農業部門に就業していた。カイミ制度の崩壊過程には作付体系の全面的な変更や農地貸借における社会的規範の変容が伴っていた。この背景として、労働者の意識の中に1970年代後半以降着実に農村労働力を吸収し続けてきた工場への信頼が醸成されていたこと、またその一方でパトロンとしてのパティダールへの認知の低下が発生していたことが明らかとなった。

近年のインド経済の成長に伴う農村への裨益効果は、カーストを軸とする農村土着制度によって広い地域で抑制され、またそうした制度が崩壊する為には、村内の社会規範を変容させる程の長期的かつ大規模な都市経済の影響が必要である。一方でそれほど大きなインパクトが今後多くの農村に生じることを推測させるデータは今のところ見いだせないだろう。少なくとも現段階の経済成長下において単純な市場メカニズムが示すような即時的な裨益効果を農村部で期待することは難しく、インド農村部の貧困問題をいたずらに楽観視することはできないといえよう。

註

- 1) バスの仮説には、労働と金融が連結されている場合、賃金を労働の、利子を資本の対価と単純にみなすことができない、という重要な含意がある。極端な場合はカイミ制度のように貸出利率をゼロとして賃金をその分低くすることが雇用主の利益最大化問題の解となるケースも想定され得る [Basu 1983: 271; 黒崎 2001]。
- 2) NIE では農村土着制度の静的な描写を通じた理論的解釈が主眼となっている。公的な諸制度が十分に整

備されていない地域ではそれを補うかたちで、歴史あるいは社会関係に根ざしたインフォーマルな土着の諸制度や慣行が形成され、一見非合理的な土着制度も情報の非対称性によるリスクや取引費用を考慮すれば実は合理的な存在理由があるという解釈である。

- 3) バドゥリ [Bhaduri 1973] は、村内の地主小作関係や雇用関係に金融関係が結合 (interlink あるいは interlock) している状況を、半封建的 (semi-feudal) な搾取と捉え、経済外的な強制が伴うとした。これに対し、パスを含め、バルダーンら [Bardhan and Rudra 1978; Srinivasan 1980] は理論と実証の両面で反論をし、あくまでも経済的要因で説明し得るとしている。本稿ではその両者が混じり合った実態として土着制度を捉えるよう試みる。
- 4) カイミ制度は1976年の債務奴隷制度廃止法 (Bonded Labour System Abolition Act, 1976) で禁止されている雇用形態となっており、調査地の属する郡役場でもカイミ制度は違法であると一応は認識されていた。ただしインド研究における「債務奴隷 (bonded laborer)」という用語は、農業労働以外を含めた全ての労働を強制されつつもその生活全般の保障を受けるといった「隷属的」な存在を指す言葉として定着しており、一方でカイミ制度は、雇用主の要請に従って農業労働だけを行う契約であり、「債務奴隷」制度という表現には若干なじまない。
- 5) グジャラート州の多くの村では、貧困層であろうとも、ほぼ例外なく結婚式には日常生活では考えられないほど高額の出費をする。その金額は最低でも1~2万ルピーで、主に新郎新婦それぞれの家で行われる宴会費用となる。結婚式ではときに数百名に上る参加者全員に食事等を振舞うのである。
- 6) 賃金は通常1カ月単位で支払われているので、例えば当該月に20日間労働し、1日の賃金が24ルピーだとすると480ルピーが賃金となるが、ここから例えば80ルピーを返済するというかたちである。しかし返済金額はその時の労働者の出費状況などを考慮して柔軟に決定されている。
- 7) ケーダ県北部の1カ村は筆者の誤解により隣村 (県境を越えた村) にて調査を行ってしまったが、分析の目的から考えて、県境には大きな意味はないと判断し、そのままデータとして採用した。
- 8) なぜカイミ制度がこうした地域に偏在しているかという点については別稿に譲るが、実はパティダール (Patidar) という上位カーストとその他の下位カーストの間に構築された歴史的条件 (英領期の統治形態にも強く関連している) に起因すると考えられる [岡 2005a: 第4章]。
- 9) 各村の農業労働者中カイミ制度利用者比率が10%以上か未満かで二分し、次いで貸付金額上限が10,000ルピー以上か以下で二分した。即ち利用者比率が10%以上で貸付上限金額が10,000ルピー以上の場合には強度5、同様に10%以上で10,000ルピー以下は強度4、利用者比率が10%未満で10,000以上は強度3、10,000ルピー以下は強度2、利用者なしは1である。利用者比率と上限金額をそのまま変数として用いなかった理由は、この広域調査が1カ村1日のペースで実施され、また調査内容が法に触れる資金貸借に関わるものであったことから、厳密に正確な数値ではない蓋然性が高く、むしろ貸付上限金額を補足的に利用することによって順序化するほうが実態に即していると判断したためである。なお10%で二分した理由は、分布が5%~20%に密集していたこと、10%未満になると利用者が一部の親族に限定され、他の労働者にカイミ制度が利用されづらい傾向が観察されたため等である。
- 10) 距離は近隣都市までの自転車での所要時間を聞き取り、時速を20kmとして計算した。
- 11) 例えば村内にカイミ制度をおこなう他カーストの地主がいても、アヒールは労働者に資金貸与は行わず、あくまでも純粋な市場競争的關係によって賃金を支払うのみである。
- 12) 土地生産性を考慮した。1.5ビガの農地において主食の小麦 (冬作) とトウジンビエ (Bajira; 雨期および夏作) の3期2毛作を行った場合の収量は、前者が約1000キロ、後者約1500キロであり、自給は難しい。またこれを所得換算しても2,000ルピーほどにしかならず、グジャラート州農村部の貧困線 (2000年) の4,048ルピー [Deaton 2003] を大幅に下回る。
- 13) 南アジアの農業発展と農地貸借市場の構造について詳しく論じたものとして [藤田 1993] を参照されたい。
- 14) 従来の研究では、非農業部門への労働力シフトを妨げてきた要因として、教育水準を軸とする参入障壁

があげられてきた〔佐藤・宇佐美 1997〕。

- 15) ただし1990年代以降は労働節約的なバナナやジャガイモの栽培が増加している。この事実は、非農業部門への労働者の流出によって農業労働力の供給が不十分になっていることへの一つの対応と考えられる。ただしその背景には、労働力の流出だけでなく、急激な地下水灌漑開発とタバコの品種改良による労働力需要の増加や、タバコの市場価格の低落も要因となっていることにも注意が必要である（村の長老とのグループ・ディスカッション：2004年1月）。
- 16) [加納 1994] はインドネシアの農村調査から、村の非農業就業者の割合が6割を越えると、農地所有規模と貧富の相関がほぼ消滅するとしている。
- 17) なお、同表では農業労働者の割合が1963年で21%、2005年で19%と、2ポイントしか減少していないようにみえる。一方で自作農の割合が50%から26%へと大幅に減少していることから、非農業雇用の増加が自作農からの転向のようにみえる。しかし同書を詳しく検討すると、実は自作農のなかには限界農や小農といった脆弱な下層カーストが過半数以上存在しており（同書 p. 35 第15表）、彼らは子弟の世代（1980年代）には均分相続によって農業労働者に転落している可能性が高い。したがって、農業労働者の割合は1980年代には一旦40～50%まで増加し、その後、工場労働が大量の農業労働者層を吸収したと考えられよう。

参考文献

- 岡通太郎、2005a、『経済成長下のインドにおける「白い革命」と農村貧困層一酪農生産の制約要因としての農村要素市場構造を中心に』、学位論文、京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科。
- 岡通太郎、2005b、「インド・グジャラート州中部における農業労賃の低位性—農村インフォーマル金融制度との関連に焦点を当てて」、『アジア研究』、第52巻第1号、44-61頁。
- 加納啓良、1994、『中部ジャワの経済変容—チョマル郡の85年』、東京大学東洋文化研究所。
- 黒崎卓、2001、『開発のミクロ経済学—理論と応用』、岩波書店。
- 佐藤隆広・宇佐美好文、1997、「インドの農業労働賃金率の上昇とその要因—1977/78～1987/88年」、『アジア研究』、第28巻第2号、35-72頁。
- 福武直・大内力・中根千枝、1964、『インド村落の社会経済構造』調査研究報告双書第51集、アジア経済研究所。
- 藤田幸一、1993、『バングラデシュ農業発展論序説—技術選択に及ぼす農業構造の影響を中心に』、農業総合研究所。
- Bardhan, Pranab and A. Rudra, 1978, “Interlinkage of Land, Labour and Credit Relations: An Analysis of Village Survey Data in East India,” *Economic and Political Weekly*, February 13, 1978, pp. 367-384.
- Basant, Rakesh and Harish Joshi, 1994, “Employment Diversification in an Agriculturally Developed Region: Some Evidence from Rural Kheda, Gujarat,” Pravin, Visaria and Basant Rakesh (eds.), *Non-Agricultural Employment in India: Trend and Prospects*, Sage Publications, pp. 222-257.

- Basu, Kaushik, 1983, "The Emergence of Isolation and Interlinkage in Rural Markets," *Oxford Economic Papers*, 35, pp. 262–280.
- Bhaduri, Amit, 1973, "A Study in Agricultural Backwordness under Semi-Feudalism," *Economic Journal*, 83, pp. 120–137.
- Bhalla, Sheila, 1993, "The Dynamics of Wage Determination and Employment Generation in Indian Agriculture," *Indian Journal of Agricultural Economics*, 48-3, pp. 448–470.
- Deaton, Angus, 2003, "Prices and Poverty in India, 1987–2000," *Economic and Political Weekly*, 25, pp. 362–368.
- Krishna, K and Debabrata Lahiri, 2000, "Factors Responsible for the Existence of Bonded Labour," *Asian Economic Review*, 92-1, pp. 143–150.
- Sharma, Marla, 1981, *Bonded Labour in India: National Survey on the incidence of Bonded Labour Final Report January 1981, with The Bonded Labour System (Abolition) Act, 1976*, Gandhi Peace Foundation, Biblia Impex Private Ltd.
- Srinivasan, T.N., 1980, "Bonded Labour Contracts and Incentives to Adopt Yield Raising Innovations in 'Semifeudal' Agriculture," *Indian Economic Review*, 15-2, pp. 165–169.